

特定非営利活動法人野沢3丁目遊び場づくりの会

定 款

2018/5/28

総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人野沢3丁目遊び場づくりの会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区野沢3丁目14番22号 のざわテットーひろば内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子育て中の親と子どもたち、多世代に亘る市民を対象に、「地域のみんなで子育て」をする環境づくりと、「子どもが生き生きと遊べる場」の運営を主旨とし、地域住民と当事者である親が主体となって行うことによって、子どもたちの健やかな成長と良質な子育ての環境づくり、地域コミュニティの発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 子どもの遊びの展開を援助する事業
- (2) 地域子育て支援拠点の運営事業
- (3) 子育てや生活に関する講習などの社会教育事業
- (4) 「外遊び」と「外遊び」の環境づくりの普及・啓発に関する事業
- (5) 自然、遊び等に関する環境教育事業
- (6) 食育の普及・啓発に関する事業
- (7) 衣類・生活用品などのリサイクル事業
- (8) 地域交流の活性化を促進する事業
- (9) 子どもの遊びに関わる団体との情報交換及びネットワークの構築事業
- (10) 子育て支援を目的とする団体との情報交換及びネットワークの構築事業
- (11) 上記の事業に関する調査・研究事業
- (12) その他目的を達成するために必要な事業

第1章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、ささえ手会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) ささえ手会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体。
- (2) 気持ちささえ手会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第2章 役員

(種別および定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
- (2) 監事1人以上2人以下

2 理事の内1人を代表理事とし、2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任し、総会が承認する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものはこの法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところ、及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問・アドバイザー)

第19条 この法人には、理事会の議決を経て、顧問・アドバイザーを若干名、置くことができる。

2 顧問・アドバイザーは、この法人の運営に関し、必要かつ適切な助言を行う。

3 顧問・アドバイザーの任期については、理事、監査とともに、2年とする。但し再任を妨げない。

第3章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会、月例ミーティング及び理事会の3種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、ささえ手会員を持って構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員解任
- (6) 役員職務及び報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属。
- (8) その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第23条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次にあげる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) ささえ手会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日より少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席したささえ手会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、ささえ手会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議会の議決)

第27条 総会における議決事項は第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席したささえ手会員の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各ささえ手会員の表決権は平等なものとする。

2 止むを得ない理由により総会に出席できないささえ手会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他のささえ手会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決したささえ手会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有するささえ手会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) ささえ手会員数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名捺印又は署名をしなくてはならない。

(月例ミーティングの構成)

第30条 月例ミーティングは、ささえ手会員をもって構成する。

(月例ミーティングの機能)

第31条 月例ミーティングは以下の事項について協議・議決する。

- (1) 活動の報告
- (2) 今後の予定
- (3) 催事等の企画及び詳細
- (4) 運営に関する検討事項
- (5) その他

(月例ミーティングの開催)

第32条 月例ミーティングは毎月1回 開催する。

(月例ミーティングの招集)

第33条 月例ミーティングは、代表理事が招集する。

2 月例ミーティングは定例とし、年度の初めに日時を決定する。

(月例ミーティングの議長)

第34条 月例ミーティングの議長と書記は、ささえ手会員の持ち回りとする。

(月例ミーティングの定足数)

第35条 月例ミーティングは、ささえ手会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(月例ミーティングでの表決権等)

第36条 各ささえ手会員の表決権は平等なものとする。

2 止むを得ない理由により月例ミーティングに出席できないささえ手会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他のささえ手会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決したささえ手会員は、前2条及び次条第1項の適用については、月例ミーティングに出席したものとみなす。

4 月例ミーティングの議決について、特別の利害関係を有するささえ手会員は、その議事の議決に加わることができない。

(月例ミーティングの議事録)

第37条 月例ミーティングの議事については、次の事項を記載した議事録と板書を作成しなければならない。

(1) 日時

(2) ささえ手会員の出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長が署名をし、板書は次のミーティングまで室内に張り出すとともにウェブ上に公開する。

(理事会の構成)

第38条 理事会は、理事を持って構成する。

(理事会の権能)

第39条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 人事・雇用等に関する事項。
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第40条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第41条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定にする請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日より少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第42条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第43条 理事会における議決事項は、第41条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第44条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その理事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第45条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が記名捺印又は署名をしなくてはならない。

第4章 資産

(資産の構成)

第46条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

設立当初の財産目録に記載された資産

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第47条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

資産の管理

第48条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 会計

(会計の原則)

第49条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第50条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第52条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、総会で報告しなければならない。

(暫定予算)

第53条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第54条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第55条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第56条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第57条 予算をもって定めるもののほか借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第58条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席したささえ手会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第59条 この法人は、次にあげる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) ささえ手会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、ささえ手会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときには、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第61条 この法人が合併しようとするときは、総会においてささえ手会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第62条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第8章 雑則

(細則)

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	廣吉 敦子
副代表理事	柳 亜希子
副代表理事	赤阪 美智子
理事	黒川 綾子
理事	池田 栄子

理事 塚本 重美
理事 野下 健
理事 矢島 佐世子
監事 宇都宮 祐子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第51条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 ささえ手会員（個人・団体）1,000円

気持ちささえ手会員（個人・団体）1口 1,000円 （1口以上）